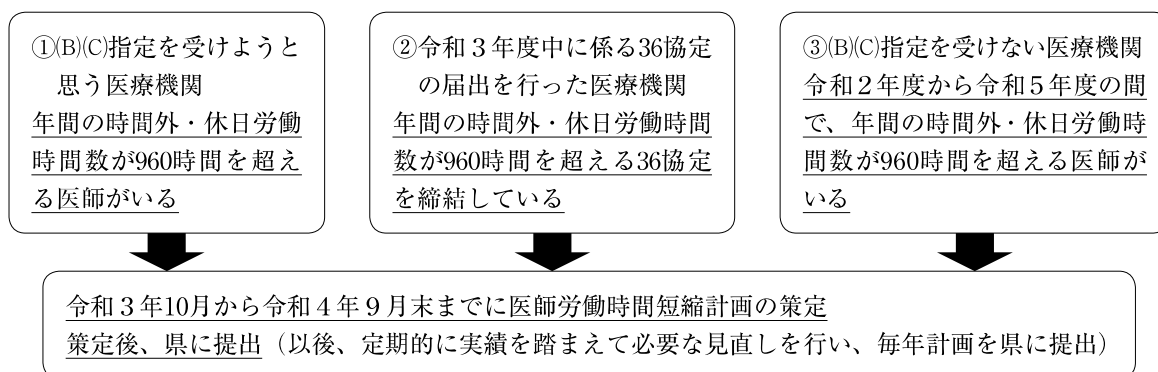




『令和6年4月～医師の時間外労働の上限規制が適用になります』

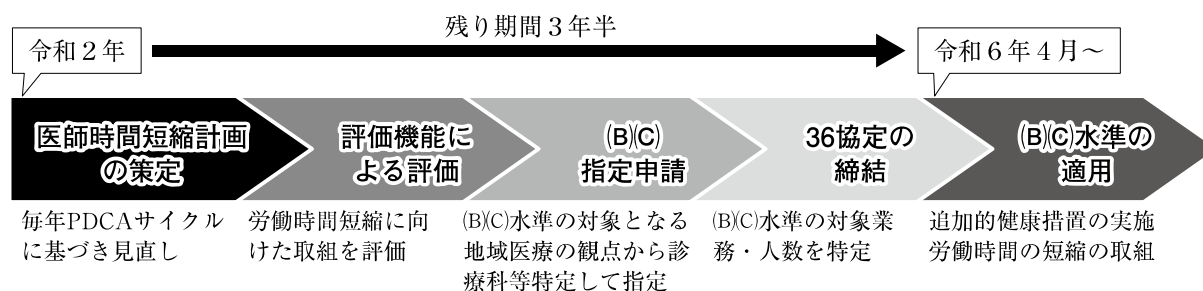
令和2年8月28日「第8回 医師の働き方改革推進に関する検討会」があり、『医師労働時間短縮計画策定ガイドライン（案）』が議論にあげられました。次の①～③に該当する医療機関については、医師労働時間短縮計画を策定する必要があります。



次の項目のご確認を！

- ①年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超えている勤務医はいますか？
- ②医師の労働時間（在院時間）を客観的な把握はできていますか？
- ③医師を含めた36協定の締結・届出はされていますか？
- ④自己研鑽等の労働時間に含まない時間に関する院内の手続きは決められていますか？
- ⑤宿日直について、所轄労働基準監督署長の許可を受けていますか？

B、C水準の適用



（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 福竹智彦 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索